

監査基準報告書706「独立監査人の監査報告書における強調事項区分とその他の事項区分」

2025年 7 月 17日
日本公認会計士協会

新	旧
監査基準報告書706 独立監査人の監査報告書における強調事項区分とその他の事項区分 2011年 7 月 1 日 改正 2011年 12月 22日 改正 2014年 4 月 4 日 改正 2015年 5 月 29日 改正 2019年 2 月 27日 改正 2020年 4 月 9 日 改正 2021年 1 月 14日 改正 2021年 8 月 19日 改正 2022年 10月 13日 改正 2023年 1 月 12日 改正 2024年 9 月 26 日 最終改正 2025年 7 月 17 日 日本公認会計士協会 監査・保証基準委員会 (報告書：第35号) 《Ⅰ 本報告書の範囲及び目的》 (省 略) 《Ⅱ 要求事項》 (省 略) 《Ⅲ 適用指針》 (省 略) 《2. 監査報告書における「その他の事項」区分》 (第9項及び第10項参照) (省 略) 《(2) 監査報告書における「その他の事項」区分の性格》	監査基準報告書706 独立監査人の監査報告書における強調事項区分とその他の事項区分 2011年 7 月 1 日 改正 2011年 12月 22日 改正 2014年 4 月 4 日 改正 2015年 5 月 29日 改正 2019年 2 月 27日 改正 2020年 4 月 9 日 改正 2021年 1 月 14日 改正 2021年 8 月 19日 改正 2022年 10月 13日 改正 2023年 1 月 12日 最終改正 2024年 9 月 26 日 日本公認会計士協会 監査・保証基準委員会 (報告書：第35号) 《Ⅰ 本報告書の範囲及び目的》 (省 略) 《Ⅱ 要求事項》 (省 略) 《Ⅲ 適用指針》 (省 略) 《2. 監査報告書における「その他の事項」区分》 (第9項及び第10項参照) (省 略) 《(2) 監査報告書における「その他の事項」区分の性格》

新	旧
A15. 「その他の事項」区分は、財務諸表で表示及び開示することが要求されていない事項であることを明瞭に示す内容となる。 「その他の事項」区分には、法令等又は他の職業的専門家としての基準（例えば、<u>秘密保持</u>に関する倫理規則）によって、監査人が提供することが禁止されている情報は記載しない。また、「その他の事項」区分には、経営者が提供することが要求されている情報も記載しない。 （省 略） 《Ⅳ 適用》 （省 略） 以 上 ・ 本報告書（2022年10月13日改正）は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。 － 倫理規則（2022年 7 月25日変更） （修正箇所：A15項） － 監査基準報告書（序）「監査基準報告書及び関連する公表物の体系及び用語」（2022年 7 月21日改正） （上記以外の修正箇所） ・ 本報告書（2023 年 1 月 12 日改正）は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。 － 監査基準報告書600「グループ監査における特別な考慮事項」（2023年 1 月12日改正） ・ 本報告書（2024年 9 月26日改正）は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。 － 監査基準報告書260「監査役等とのコミュニケーション」（2024年 9 月26日改正） － 監査基準報告書700「財務諸表に対する意見の形成と監査報告」（2024年 9 月26日改正） ・ 本報告書（2025年 7 月17日改正）は、次の公表物の公表に伴う追加の修正を反映している。 － 監査基準報告書700「財務諸表に対する意見の形成と監査報告」（2024年 9 月26日改正）	A15. 「その他の事項」区分は、財務諸表で表示及び開示することが要求されていない事項であることを明瞭に示す内容となる。 「その他の事項」区分には、法令等又は他の職業的専門家としての基準（例えば、<u>守秘義務</u>に関する倫理規則）によって、監査人が提供することが禁止されている情報は記載しない。また、「その他の事項」区分には、経営者が提供することが要求されている情報も記載しない。 （省 略） 《Ⅳ 適用》 （省 略） 以 上 ・ 本報告書（2022年10月13日改正）は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。 － 倫理規則（2022年 7 月25日変更） （修正箇所：A15項） － 監査基準報告書（序）「監査基準報告書及び関連する公表物の体系及び用語」（2022年 7 月21日改正） （上記以外の修正箇所） ・ 本報告書（2023 年 1 月 12 日改正）は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。 － 監査基準報告書600「グループ監査における特別な考慮事項」（2023年 1 月12日改正） ・ 本報告書（2024年 9 月26日改正）は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。 － 監査基準報告書260「監査役等とのコミュニケーション」（2024年 9 月26日改正） － 監査基準報告書700「財務諸表に対する意見の形成と監査報告」（2024年 9 月26日改正）
《付録 1 「強調事項」区分の要求事項を含む監査基準報告書》（第 4 項及び A4 項参照） （省 略） 《付録 2 「その他の事項」区分の要求事項を含む監査基準報告書》（第 4 項参照） （省 略） 《付録 3 「強調事項」区分及び「その他の事項」区分が設けられた監査報告書の文例》 （省 略）	《付録 1 「強調事項」区分の要求事項を含む監査基準報告書》（第 4 項及び A4 項参照） （省 略） 《付録 2 「その他の事項」区分の要求事項を含む監査基準報告書》（第 4 項参照） （省 略） 《付録 3 「強調事項」区分及び「その他の事項」区分が設けられた監査報告書の文例》 （省 略）

新	旧
限定付適正意見の根拠 会社は、貸借対照表上、売買目的有価証券をXXXで計上している。会社は、これらの有価証券を時価でなく取得原価で計上している。これは、[適用される財務報告の枠組み（注2）]に準拠していない。売買目的有価証券を時価で計上した場合、当事業年度の損益計算書において有価証券評価損XXXを計上することが必要であった。この結果、貸借対照表に計上されている有価証券の帳簿価額は×年×月×日現在で同額過大に表示されており、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれXXX過大に、当期純利益はXXX過大に表示されている。この影響は・・・・・・・・である（注4）。したがって、財務諸表に及ぼす影響は重要であるが広範ではない。 当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（<u>社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。</u>）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、限定付適正意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。 （省 略） （省 略） 以 上	限定付適正意見の根拠 会社は、貸借対照表上、売買目的有価証券をXXXで計上している。会社は、これらの有価証券を時価でなく取得原価で計上している。これは、[適用される財務報告の枠組み（注2）]に準拠していない。売買目的有価証券を時価で計上した場合、当事業年度の損益計算書において有価証券評価損XXXを計上することが必要であった。この結果、貸借対照表に計上されている有価証券の帳簿価額は×年×月×日現在で同額過大に表示されており、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれXXX過大に、当期純利益はXXX過大に表示されている。この影響は・・・・・・・・である（注4）。したがって、財務諸表に及ぼす影響は重要であるが広範ではない。 当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、限定付適正意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。 （省 略） （省 略） 以 上 以 上